

## 議事録（令和3年度の勤務労働条件に関する交渉）

[大阪市職員労働組合城東区役所支部・団体交渉]

日 時 令和3年3月17日（水曜日）17時40分～19時40分

場 所 城東区役所3階応接室

出席者 所属 大東区長 西中総務課長 藤原係長

組合 松井支部長 河井支部長代行

（組合①）

支部は、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう求めるとともに、これまでの経過を踏まえた市民サービスや「仕事と人」の関係に基づいた次年度要員の確保についての考え方を明らかにするよう求めてきたところです。

以降、事務折衝等を通じて、協議を行ってきたところですが、そうしたことを踏まえ、本日については、次年度の適正な業務執行体制の確保にかかる所属の回答を求めます。

（所属①）

令和3年度の要員確保にかかる所属の考え方を述べる前に、まず昨年当初より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種の業務に対する積極的な対応、今年度実施された国勢調査業務・住民投票業務に加え、今般市民協働課体制変更及び事務室スペースの移転作業等への積極的な協力に対して御礼を申し上げます。

令和3年度の要員確保及び業務執行体制の構築にかかる課題は、これまでにも増して一層深刻な状況のもと、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、所属として、これまで以上に、事務の簡素化による見直し・委託化・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えています。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものですが、それに伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であり、それを踏まえながら、9月30日の申入れ項目に対する回答を含め、令和3年度の業務執行体制にかかる所属の考え方を申し上げますので、何卒よろしくお願いします。

まず、1点目ですが、業務執行体制の構築にかかわっては非常に厳しい状況のもと、組織全体として、業務執行の一層の効率化が欠かせない中、機構改革による体制整備やポス

トの再配置、各担当における業務量の精査を行い、必要な人員の配置を行っていく必要があります。また、新規事業や新年度の業務執行にあたっては、事務事業の精査を行ったうえで必要な人員を配置し勤務労働条件に支障をきたさないよう業務執行体制を構築してまいります。

2点目から4点目ですが、当区において恒常に繁忙状況が生じている部署については、今年度においては数少ない要員ではありますが配置することができ、今後とも、関係所属と連携を取りながら適正な要員配置に向けて取組んでまいります。生活保護実施体制については、この間業務内容や業務量に合わせた配置を関係所属にも確認しながら行ってきており、令和3年度においても引き続き関係所属に確認した配置を行ってまいります。

5点目ですが、「4条任期付職員」業務の重要性は認識しており、所属単独での対応は困難ではありますが、関係所属に対応を求めながら現場実態を踏まえた丁寧な対応を行ってまいります。

6点目ですが、令和3年3月17日現在、城東区においては、城東区採用41名、局採用29名の会計年度任用職員（補助職員を除く）が勤務しています。会計年度任用職員は基本的に週30時間での勤務であるため、勤務時間帯を工夫しながら本務職員と共同して業務を執行してまいります。

7点目ですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う要員確保については、関係所属に要望しながら今年度対応してきたところです。市民サービスに影響を与えないためにも、引き続き、関係所属と調整しながら責任ある体制確保を図ってまいります。

8点目及び9点目ですが、大規模災害にかかる対応については、近年は大阪においても平成30年の大阪北部地震や台風21号、令和元年の台風15号や19号と毎年のように自然災害が生じています。災害発生時には、緊急的な対応や被災者対応が必要となります。その際の対応方法については、災害の種類や規模に応じる必要があります。喫緊の課題である災害対応に応じるため、市民協働課においては市民活動団体がより主体的に活動に取り組むことを踏まえて地域活動支援担当事業執行体制を縮小し、代わりとして市民協働課防災担当に職員3名（防災・防犯担当課長1名、担当係長1名、課員1名）を増員することで防災・防犯業務の強化を図ってまいります。

最後に10点目ですが、当区においては現時点での新たな委託化は行っていませんが、検討を行う際には、スリムで効率的な業務執行体制をめざしてまいります。

以上、申し入れ事項についての回答となります。令和3年度の業務執行体制の構築にかかわっては、その施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであり、それに伴う職員の勤務労働条件に変更は生じないと考えていますが、今後職員の勤務労働条件に変更が生じた場合には、交渉事項であるので誠意をもって対応してまいりますので、よろしくお願ひ申

し上げます。

### (組合②)

今、所属から、来年度に向けた「業務執行体制の確保」に向けた考え方が示されたが、支部はそれを踏まえて何点か指摘しておきます。

#### ■ 「区役所における職員の適正配置（区間アンバラ是正）」について

昨年・一昨年に引き続き、区長会議は次年度に向けた「各区役所の職員配置数について（提言）」について昨年12月2日に協議し、2021年4月1日付で2名増員を1区、1名増員を2区、1名減員を4区、その他区は現状維持、等とする「提言」を決定しました。当区については、現状維持区にされているが、配置数を導く検討内容や対応、公表時期など、問題があるものと認識しています。我々として、「区役所間における職員配置数の差異」については、各区の歴史的経過をはじめとしたそれぞれの特殊事情による「必要な差異」や、橋下市長就任以降「自律した自治体型の区制運営を推進」するとして、独自業務を含め各区役所所属の権限による区政運営が行われてきたこと、市内中心部のタワーマンション化や都心回帰により中心区に偏って人口が増加したにも関わらず、要員措置が行われてこなかった結果などによるものであり、「アンバランス」ではなく「要員の不足状況に濃淡がある状態」と認識しています。さらに、社会制度変革への対応をはじめ、局からの権限移譲による影響や「区長マネジメント」による独自業務の増加等により業務量が増加している実態を鑑みず、本来あるべき適正な職員数の検討を先送りにし、「24区役所間での要員奪い合い」を生じさせている姿勢は大きな問題を持つものと言わざるをえません。また、今回の「提言」においての「標準配置数の算出方法」については「昨年度の提言における算出方法を継続することを基本とする」としており、一昨年前の「提言」で用いられた手法が誤りであったことが明らかとなっていますが、所属の認識を求めます。その上で、「区役所における職員の適正配置（区間アンバラ是正）問題」について所属としての認識を求めるとともに、市民サービスの低下や職場混乱を起きないようにすること、さらに必要な要員配置を行うことなど、所属としての責任ある対応を求めておきます。

#### ■ 総務課関連

##### 「会計年度任用職員の労務管理関係」

今年度新たに設置された「会計年度任用職員」については、本務職員と同等の労務管理（目標管理・健康診断等）が求められることとなり、これまで事業担当である他局が担っていた分（生活保護担当の嘱託職員等）も含めて対応することとなりました。人事担当等での業務の増加や、各課における人事評価や勤務情報システムへの入力等の業務増につい

て、所属として実態把握や検証しつつ、体制整備を含めて責任ある対応を求めておきます。

### 「選挙関係」

選挙事務については、この間の要員減で区役所職員のみでは対応不可能になり局職員の応援のもと、何とか選挙執行体制が構築できています。特に選挙に関わっては選挙事務の経験からなる正確さが必要とされますが、そういった経験のある職員が減少しているのが現状です。今後、責任ある選挙執行体制が構築できるのか疑問が残りますが、選挙執行体制構築に係る所属としての考え方を示してください。

選挙時においては各課が一部事務を受け持つこととなっています。選挙事務については区総体としての業務であることは重々認識していますが、それぞれの課の経常業務に支障をきたすことのないよう所属の責任ある対応を求めておきます。

### 「庁舎管理業務」

総務課においては、多様な市民ニーズへの対応や区役所機構改革などによる庁舎管理業務の現場負担が顕著になってきています。一方で庁舎管理にかかる購入事務（コロナ対策やレイアウト変更に伴うもの等）について安易に各課に事務が下ろされており、結果として、課ごとに統一感のないバラバラの感染症対策が見受けられます。繁忙要素が増加していると認識しているところではありますが、レイアウト変更に伴う物品の買い入れや、衛生管理の観点からのコロナ対策などは総務課として責任をもって実施されるべきと考えます。現時点での所属の認識を明らかにするとともに今後の誠意ある対応を求めておきます。

### ■市民協働課関連

この間の事務折衝の中でも大幅な減員と体制の変更を検討していることが所属より示されていますが、どのような基準で行われようとしているのか全く示されておらず、遺憾です。市民活動担当についてはコロナ禍で実施することが難しい事業は多々ありましたが、中止にかかる職員の事務も決して少なくありません。コロナ禍のこのタイミングでの業務縮小の指示は長年地域住民と築きあげてきた信頼関係を崩壊させるものであり、一度なくなれば戻ることのできない地域の活動に慎重な対応が必要と考えます。地域住民との折衝のプレッシャーから体調を崩す職員が出ていることについて所属として把握されていますか。業務のスクラップについてはこの間、支部としても求めてきたことではあります、業務縮小の指示をPDCAのPとするならば、この間どこまで実行できており、業務量ベースでどの程度縮小したか、をcheckした上で減員数の提案があるべきと考えますが、所属の認識を明らかにしてください。また、減員された職員はどこに配置され、新たに発生する増要素がある業務は何か、明らかにしてください。事業が適切な仕事と人の関係整理の上、遂行されるよう所属の責任ある対応を改めて求めておきます。

### 「災害時における対応について」

災害対応にかかわっても、この間の人員削減により大規模災害発生時の行政対応について深刻な人手不足が懸念されています。職員が安心して従事できるように、労働条件の確保や災害時の庁舎内設備の整備、一部の担当職員に負担が集中しない体制・ルールづくりなどが必要です。住民の生命・安全を守ることは自治体としての当然の責務であり、十分に対応できる体制や労働条件を確保をするよう強く求めておきます。また、2019年台風19号による被害を受けた福島県須賀川市への職員派遣等が実施されましたが、今後もこうした大規模災害発生時においては、区役所職員の現地派遣・支援等が想定されますので、派遣職員の勤務労働条件はもとより、出身現場の業務執行体制の確保に関わって、十分な交渉・協議を求めておきます。

### ■保健福祉課関連

#### 「地域福祉・子育て支援関連（五法・虐待・権利擁護・子育て支援）」

福祉五法現場においては、以前は「暫定的配置基準」にもとづく業務量の積み上げのもと業務執行体制の構築を図ってきた経過があります。しかしながら、近年は区長のマネジメントの一部となり、本来あるべき「仕事と人の関係」にたった検証がされているとは言い難い状況となっています。一方、近年の高齢者や障がい者の権利擁護意識の高まりから成年後見制度の市長申し立てにかかる業務へのニーズも増加しています。このように、福祉五法現場では、行政ニーズの増加や度重なる法律や制度改正が行われるなか、現場の労働時間も長時間となっており、現在の人員では対応が困難ではないかと危惧しています。大阪市課題として要員課題も含めて抜本的に改善する必要があると支部は考えますが、所属の考え方を示してください。さらに、子育て支援関係業務において、要保護児童にかかる個別ケース対応や時間外に及ぶ関係者会議など、業務量が増加しています。特に虐待事案はより専門性が求められる業務であり、精神的負担も大きいです。さらに、DV対応や保育所担当業務をはじめ、子育て支援に関わる業務量は年々増加しています。子育て支援業務体制に関わる体制について、所属としての責任ある対応を求めておきます。

#### 「生活保護・五法業務における社会福祉主事配置問題関連」

4条任期付職員の任用については、「再々導入」されましたが、すでに導入以降10年が経過しており、制度上の課題となっていることは言うまでもありません。また、任期付職員が担ってきた業務の重要性からすれば、安定的な雇用への道筋と大幅な処遇改善を行うべきであると考えており、所属の責任ある対応を求めておきます。また、2018年度に公正職務審査委員会から指摘された生活保護実施体制にかかる職員の社会福祉主事任用資格取得

状況に関わって、福祉局より「有資格者充足率向上計画（R1年度～R7年度）」が示されていますが、人事異動等において現場混乱を生じさせることのないように責任ある対応を求めておきます。さらに、充足率を改善する対応にあたって、現場業務体制に負担を生じさせることのないように、関係局に対して現場実態に即した「資格取得支援」等の取り組みを求めるなど、所属の対応も求めておきます。また、五法職場においても同様の問題は発生すると考えており、今回問題に関する所属としての認識を求めておきます。生活保護現場の実施体制については、区連と福祉局との間で別途交渉・協議が行われているところですが、現在の区役所の生活保護現場は社会的セーフティネットにかかわる的確な行政対応が求められ、様々な方策で保護の適正化が進められる中、年金制度など社会保障の制度改革への対応もあいまって、依然厳しい繁忙実態が続いている。とりわけ、今年度被保護高齢世帯に対する支援体制の変更が行われ、高齢者世帯担当の会計年度任用職員が担うものとして、これまでの「訪問調査等担当」の業務を一部変更し、新たに「支援プログラム担当」が設置されたが、欠員の問題やCW業務への影響など多くの課題について検証が必要であると認識しています。現場混乱を生じさせず、生活保護や五法職場における十分な実施体制の確保に向けて、所属の責任ある対応を強く求めておきます。

#### 「保健担当における新型コロナウイルス感染症拡大に伴っての業務執行体制の確保」

保健担当においては、経常業務に加え、新型コロナウイルス感染症疫学調査等にかかる業務量が増加しており、業務の性質上、精神的負担も大きいものと認識しています。また、超勤時間も増えるなか、ローテーションによる休日勤務対応も余儀なくされています。新型コロナウイルス感染症業務もある中で、経常業務を行っている状況においては、振替休日の取得に苦慮しております、結果として週当たりの所定内労働時間が遵守されない実態となっています。そのような中、今年度については、特に国勢調査業務並びに住民投票業務も担うこととなり、厳しい繁忙実態に拍車をかける状況になりました。このように、長時間労働が常態化しており、現在の人員では経常業務できえ対応が困難ではないかと危惧しています。大阪市課題として要員課題も含めて抜本的に改善する必要があると支部は考えますが、所属の考え方を示してください。

#### ■窓口サービス課関連

##### 「窓口業務民間委託」

今般、窓口業務委託の更新時において、隨時「偽装請負」防止の対策、いわゆる「運用変更」が図られています。支部として、「偽装請負」自体は決してあってはならないことと認識しています。「偽装請負」の法的リスクのある職場環境の速やかな改善と、市民サービスの低下や職場混乱を起さぬようにすること、さらに必要な要員配置を行うことなど、所属

としての責任ある対応を求めておきます。一方、業務委託が続く中、現場では事業者に委託している業務（受付対応・システム入力等）に関して経験をもたない担当職員が増加しています。今般の「運用変更」により、差戻し案件のシステム処理等が生じることから、それら業務に対応する体制やスキル確保に向けた対応が必要になることは言うまでもありません。所属としての責任ある対応を重ねて求めます。

#### 「マイナンバー関係」

マイナンバーカードの普及促進に向けた体制整備について、昨年度から継続していますが、会計年度任用職員の採用やそれに伴う区における事務スペースの確保、さらには管理監督者も含めた区職員の関与も含め、当区の対応に關わって説明を求めます。さらに、「マイナポイントを活用した消費活性化策」についても2021年度も継続実施すると聞き及んでいますが、同様に区において事業実施に伴うスペースの確保や窓口サービス課との事務連携の課題等について、あわせて所属としての対応について説明を求めます。いずれにしても、現場混乱を生じさせず、業務実施体制の確保や職場環境整備等において、所属としての責任ある対応を求めるます。

### ■その他

#### 「メンタルヘルス課題」

メンタルヘルスの課題であるが、メンタル不調発生率の高い職場は、民間では優良な組織とは言えないものと認識しており、公務職場も例外でないと考えます。良質な公共サービスの担い手は人であり、安全衛生委員会等を通じた実効性のある取り組みを模索するのはもちろんのこと“働く人”を大切にする職場風土づくりに向けた所属の責任ある対応を強く求めておきます。

#### 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴っての業務執行体制の確保」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響にかかわって、区役所においても感染症疫学調査等の業務をはじめ、生活保護業務や生活困窮事業、また臨時定額給付金支給に関連したマイナンバーカード交付業務など、業務量が増加した現場が顕著となりました。現場実態に基づいた所属としての認識を求めるとともに次年度に向けた業務執行体制の中で、市民サービスの低下をきたさないための十分な要員配置を求めておきます。また、来庁市民や職員の感染症予防対策に万全を講ずることと同時に、市民サービスに影響を与えることなく、一部現場に負担が集中することのないように所属の責任ある対応を強く求めておきます。

#### 「新型コロナウイルスワクチン接種体制」

この間指摘してきたが、新型コロナウイルスワクチン接種体制にかかわって、現在感染症疫学調査等での繁忙は継続しており、年度末年度初めは住民異動が年間を通じて最も多く、関連する現場を中心に繁忙のピークを迎える時期です。その上でワクチン接種体制構築に関わっての所属の考え方を示してください。また、職場混乱を生じさせず、市民サービスの低下をきたさないための十分な体制整備を求めておきます。さらに接種会場で従事する職員の感染症予防対策の徹底や、一部現場に負担が集中することのないように所属の責任ある対応を強く求めておきます。

以上、各課題にかかる支部の考え方を述べましたが、所属の現時点での考え方を示してください。

#### (所属②)

##### 【「区役所における職員の適正配置（区間アンバラ是正）」について】

区長会議において協議され、各区で適正配置となるよう検討がされた結果、当区は現状維持でした。市全体としての取組みであり、一所属でとしての意見は差し控えますが、区長会議の中でも問題点を指摘する意見もあり、引き続き慎重な議論が必要であると考えており、市民サービスの低下や職場混乱を招かないよう責任を持って対応してまいります。

#### ■総務課関連

##### 【「会計年度任用職員の労務管理関係」について】

指摘のとおり、目標管理や初任給決定業務を中心に総務課人事担当において新たな業務負担が生じ、それに応じて、それぞれの担当における新たな負担増が生じています。一方、総務事務システムの導入により業務整理が図られる観点もあり、引き続き、トータルとしての職員の勤務労働条件が確保できる業務執行体制が構築できるよう対応してまいります。

##### 【「選挙関係」について】

当区の選挙事務の執行体制は、平成27年度以前については、選挙が執行される毎に新たな職員による臨時執行体制を構築して、選挙事務を行っていました。その体制では、選挙毎に選挙1班の半数が入れ替わり事務の継続性が担保できないことから、平成28年度からは年度当初に選挙事務との兼務発令を行い、選挙執行体制の構築を図ってきています。

今後は、期日前投票所の設営状況に応じた局職員の応援を検討する等、選挙事務は区だけでなく「市全体の業務」と位置付けるよう、引き続き、関係局に求めてまいります。

##### 【「庁舎管理業務」について】

新型コロナウイルス対策やレイアウト変更に伴って生じる区役所全体としての共通業務については、基本的には総務課にて対応していますが、ご指摘のとおり、各課において対応いただいた部分もありました。

例えば新型コロナウイルス感染症対策として設置した職員間飛沫防止パーテイションについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大期に可及的速やかに設置する必要がありましたが、感染拡大期には既製品販売在庫が限られる状況でした。限られた条件の中、城東区においては自作用の材料を各課に提供することで職場実態に適した対応を実施してきました。一方で、設置作業等については職員の業務増にもつながることから、今後も継続して設置を続ける場合は、更新時期にあわせて既製品の飛沫防止パーテイション物品購入など可能な範囲で負担軽減を進めてまいります。

## ■市民協働課関連

### 【「体制の変更」及び「災害時における対応」について】

この間、令和3年4月の市民協働課の体制変更に伴う具体的な人員配置・業務推移等の提示ができたこなかったところであり、改めて体制の変更について説明させていただきます。今回の市民協働課体制の再編については、市民活動支援担当より5名（課長1名・係長1名・課員3名）を削減し、うち3名（課長1名・係長1名・課員1名）を防災・防犯担当として増員し、新たな防災・防犯業務担当課長のもと13名の体制を発足いたします。また、市民活動支援業務については、業務を縮小したうえで市民協働課長のもと地域連携担当とともに11名の体制にて業務を実施する予定としています。現在の市民活動支援業務のうち、吹奏楽フェスティバル関連業務については来年度事業実施団体が事業実施運営を行うことで、職員の業務負担を大幅に減らす予定としています。他の業務についても、本来市民活動団体が担うべき業務についてはその事業実施運営を各団体に担っていただくことで、職員配置数に応じた業務としてまいります。また、市民活動支援担当より削減した課員2名については1名を子育て教育担当に、1名を会計年度任用職員としたうえで窓口サービス課住民情報担当に配置する予定です。

冒頭でも申し上げた通り、近年の日本列島では、地震や台風の到来以外にも線状降水帯の発生など風水害が多発する状況にあります。城東区では防災強化に向けた取り組みとして、昨年7月から12月にかけて市民活動支援担当職員2名に対して防災業務の兼務発令を行い、防災ビデオの作成等の防災関連業務の実施を行いました。また、災害動員号表改定に伴い、各職員に携帯用自動収集基準カードを配布したことに加え、災害発生時に即時対応できるよう模擬的な職員災害動員対応連絡の訓練を年2回実施するなどの取り組みを行ってきたところです。しかしながら、多様化・頻発化する各災害に対し、適切な対応を実施できる体制とはなっておらず、令和3年4月の市民協働課体制変更を行うものです。ご理解とご協力をぜひともお願いするとともに、今回の体制変更については所属として実施後も検証等を行ってまいります。

また、被災自治体への支援については、今後発生する災害に対して職員派遣が実施された場合は、派遣職員はもとより、職場に残る職員等の労働条件に支障をきたさないよう、所属として責任をもって対応してまいります。

#### ■保健福祉課関連

##### 【「地域福祉・子育て支援関連（五法・虐待・権利擁護・子育て支援）」について】

福祉五法業務については、先程の回答でも述べましたが、連年にわたる制度の改変に伴う業務対応など市として対応しなければならない課題も多く、関係局と連携しながら引き続き慎重に対応してまいりたいと考えています。また区の福祉行政の体制強化として、来年度福祉職員を2名増員とする予定です（事務職員2名減員）。

子育て支援業務については、今年度から「こどもサポートネット」が全区で展開されたこと、また子育て家庭の支援、児童虐待の未然防止・早期発見への取り組み、さらに保育需要の高まりから毎年1,000人超の入所申込者の利用調整等、担当内に繁忙要素が山積されていることから、人事室に対して要員を要望してきました。しかしながら、健康局を中心とした新型コロナウイルス感染症集団接種体制を構築するため、大阪市として要員の増対応はできない状況にあります。市民協働課体制変更に伴う区長マネジメントによる職員1名の増対応により勤務労働条件が確保できる業務執行体制を構築してまいります。

##### 【「生活保護・五法業務における社会福祉主事配置問題関連」について】

生活保護実施体制に関わる要員配置については、先般区連（大阪市職員労働組合区役所支部連絡協議会）と関係局とで確定した配置基準を踏まえた体制を構築していく予定です（来年度本務職員1名減員）。

また、生活保護実施体制における社会福祉主事の配置等については、平成30年度に大阪市公正職務審査委員会による改善勧告を受けているところであり、今後も関係局と調整を行い、法律等に基づいた資格者の配置を計画的に行うこととします。

##### 【「保健担当における新型コロナウイルス感染症拡大に伴っての業務執行体制の確保」について】

新型コロナウイルス感染症対策として現在健康局より看護師1～3名の派遣を受けて業務執行を行っています。来年度も同様の対応を受ける予定としていますが、円滑な業務体制を確立するために、引き続き、所属としても関係局と連携して対応してまいります。

#### ■窓口サービス課関連

##### 【「窓口業務民間委託」について】

住民情報担当業務委託については、引き続き、現場混乱と市民サービスの低下が生じること

のないように、所属として責任をもって対応してまいります。また、業務委託に伴う事務スキルの継承の課題については認識しており、所属としても関係局と連携しつつ、課題の解消に向けて努力してまいります。

#### 【「マイナンバー関係」について】

この間、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーカードの健康保険証利用や自治体ポイントによる消費活性化策が図られてきたことから、当区においては、現在臨時の任用職員4名、会計年度任用職員5名が配置されているところです。

所属としては、本年9月まで「マイナポイントを活用した消費活性化策」が継続実施されることを受け、マイナンバーカード普及促進にかかる窓口体制の確保の為、人事室に対して要員を要望しました。現在のところ会計年度任用職員8名配置予定となる中、来庁者がスムーズに手続き等が行えるよう対応してまいります。

また、住民情報担当において、税証明の再任用短時間職員1名が退職することに伴って会計年度任用職員化を進めるとともに、市民協働課体制変更に伴い区長マネジメントにより会計年度任用職員1名を窓口対応職員として増配置する予定です。今年度マイナンバーカードの普及に向けた体制強化として、臨時の任用職員が増配置された等により、住民情報担当と保険年金担当が共同して使用している作業スペースを縮小せざるを得ない状況となりました。今後は昨年子育て教育担当の事務室スペースが3階へ移転し生じたスペースを活用することなどにより、狭隘解消を図ることとします。

また区役所1階の待合スペースに設置しているマイナポイント事業にかかるマイキーID設定支援ブースについては今年9月まで設置延長される予定です。設置場所が総合案内窓口横となっていますが、来庁者の往来や総合案内業務に支障が生じないよう、引き続き、所属として責任を持った対応を行います。

#### ■その他

#### 【「メンタルヘルス課題」について】

メンタルヘルスの課題については、ストレスチェック調査や衛生委員会での議論を行いつつ、メンタルヘルスの要因となる職員の健康管理や超過勤務の削減に努め、所属として風通しのよい職場風土づくりに責任を持って対応してまいります。

#### 【「新型コロナウイルス感染症拡大に伴っての業務執行体制の確保」について】

昨年5月より配置された新型コロナウイルス感染症の影響による緊急雇用対策に伴う2名の会計年度職員は住民情報・市民協働にそれぞれ1名ずつ配置し、新型コロナウイルス感染症対応としました。また、昨年6月から8月にかけて、生活保護業務の受付面接及び

特別定額給付金対応として各1名ずつの局応援職員を受けたところです。市民サービスに影響を与える、円滑な業務執行をおこなうために、所属としても、引き続き、関係局と連携して対応してまいります。

#### 【「新型コロナワクチン接種体制」について】

来年度に予定されている新型コロナワクチン接種については、ワクチン・接種医師等の確保などを整えたうえで実施することとなります。安定的なワクチンの確保が年度当初には見込めず、区役所での集団接種時期はズレ込んでいくと想定されています。城東区役所においては集団接種繁忙期においては区民センターホール（城東 KADO - YA がもよんホール）、101・102会議室、複合施設1階西にある貸室・貸会議室の3か所を活用し、集団接種に対応する予定です。各会場では委託・派遣職員などと協力しながら対応する予定としており、対応市職員については、各会場責任者や問い合わせ窓口とりまとめ者などについては区職員が担い、会場整理・誘導員については他局職員の対応を求めている状況にあります。

引き続き、関係局と連携し、現場混乱を生じない事業執行体制の確保を図ってまいります。

#### （支部③）

現時点での所属の考え方方が示されました。この間、要員課題については、労働組合にとって厳しい内容であっても「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じ事務事業の見直しも含めて労使決着を行ってきたところです。

また、福祉五法関連職場や窓口委託での「偽装請負」防止対策などにかかる勤務労働条件について、大阪市トータルとして取り扱われるべき課題であり、支部一所属交渉にはなじまず、限界が生じているのもまぎれもない事実です。

現場における業務執行をスムーズに進めるためには、労使による充分な意思疎通が前提です。また、職場における業務の遂行は、超過勤務の増加や、サービス超勤の上に成り立たせるものでは当然ではなく、所属として責任ある対応を求めるとともに、支部としても引き続き職員の勤務実態について検証を進めていくこととします。

いずれにしても2021年度要員問題については、引き続き、取り組む課題があるものと認識しており、年度当初の勤務労働条件に比べて影響を与える事態が生じた場合は、我々の指摘に対して誠意をもって対応することを強く要請し、本日の交渉を終えることとします。